

第15号様式（第12条関係）

練馬区風致地区内における行為の許可に係る地位の承継届

練馬区長 殿

申請者	住所、 氏名 および 連絡先			
	住所、 氏名 および 連絡先			
代理人	住所、 氏名 および 連絡先			
	担当者		電話	

練馬区風致地区条例第6条の規定により、下記のとおり風致地区内における行為の許可に係る地位の承継について届け出ます。

年 月 日

記

許可番号	練風致 第 号		
地位を承継する許可行為の種別	宅地の造成等	木竹の伐採	建築物の建築
	その他工作物の建築	土石の類の採取	水面の埋立て・干拓
	建築物等の色彩の変更	屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積	
施工箇所	地番	練馬区	丁目 番
	住居表示	練馬区	丁目 番号
被承継者の氏名（名称）			
承継の原因			
添付書類			

第15号様式（第12条関係）

練馬区風致地区内における行為の許可に係る地位の承継届

練馬区長 殿

申請者	住所、氏名	練馬区豊玉北6-12-1		
	および連絡先	練馬 花子 03-0000-0000		
代理者	住所、氏名	練馬区石神井町3-30-26		
	および連絡先	株式会社石神井設計 代表取締役 石神井 一郎 03-0000-0000		
	担当者	石神井 二郎	電話	090-****-****（携帯）

練馬区風致地区条例第6条の規定により、下記のとおり風致地区内における行為の許可に係る地位の承継について届け出ます。

令和 3 年 10 月 1 日

記

許可番号	2 練風致 第 555 号		
地位を承継する許可行為の種別	宅地の造成等	木竹の伐採	建築物の建築
	その他工作物の建築	土石の類の採取	水面の埋立て・干拓
	建築物等の色彩の変更	屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積	
施工箇所	地番	練馬区 大泉学園町 9 丁目 1111 番 1,2	
	住居表示	練馬区 大泉学園町 9 丁目 5 番 1 号	
被承継者の氏名（名称）	練馬区土支田4-50-10 土支田 風子 連絡先03-0000-0000		
承継の原因	計画地の所有権が、被承継者から承継者に譲渡されることになったため。		
添付書類			